

# 滑川市心身障害者就職支度金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則(昭和38年規則第10号)第21条の規定に基づき滑川市心身障害者就職支度金(以下「支度金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「心身障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けたもの、療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

2 この要綱において「就職」とは心身障害者が就職又は自営業を開業することをいう。

(支度金の交付)

第3条 市長は、心身障害者の就職を促進し自立心の高揚をはかるため、市内に引き続き、1年以上居住している心身障害者が最初の就職をしたときは次に掲げる区分により支度金を交付する。

区 分	交付金額
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A及び精神障害保健福祉手帳1級の者	5万円
身体障害者手帳3級、療育手帳B及び精神障害保健福祉手帳2級の者	3万円
身体障害者手帳4級又は精神障害保健福祉手帳3級の者	1万円

(支度金の交付申請)

第4条 支度金の交付を受けようとするものは、就職をした日から30日以内に、滑川市心身障害者就職支度金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により、提出された申請書を受理したときは速やかに審査のうえ、支度金の交付の可否を決定し、その旨を滑川市心身障害者就職支度金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(支度金の返還)

第6条 市長は、申請者が次の各号の1に該当するときは支度金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 支度金の交付目的に違反したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。